

都市計画税の導入検討に係る市民懇談会 意見交換要旨（第5回）

日時	平成31年2月1日（金） 19:00～20:50
会場	野洲文化ホール 小ホール
参加者	市民19人
出席職員	市長 （政策調整部） 竹中部長、吉田次長 （企画調整課） 小池課長、企画調整課員2名

発言要旨		分類
意見	税率0.2%の根拠は何か。	導入(案)用途
回答	都市計画税率の上限は、地方税法で0.3%と定められているが、本市において現状、都市基盤整備に投入している一般財源の実績額及び近隣の守山市・栗東市の税率が0.2%であることを踏まえて、提案しているもの。	
意見	今の説明では、都市計画税を現状維持のために使うように聞こえるが、新たに市街化区域を増やし、都市施設を充実させるために使うのではないのか。	
回答	今後、都市公園整備や土地区画整理事業など、まちの発展と安全確保をしていこうと思ったら、都市計画税を導入しないとできないので、決して現状維持ではなく、既成市街地の安全向上と、新たな展開のための財源である。	
意見	前回の平成21年度と説明内容に大きな違いがないように思う。平成21年度から今までの間に、市街化区域の拡大のためにどのような努力をしてきたのか。また今後の計画やまちの発展についてどのように考えているのか。	まちづくり
回答	平成24年度に約17.5haの市街化区域拡大を行ったほか、竹ヶ丘や小篠原台では地区計画を設定して、住宅地への土地利用を図れるようにした。それ以外にも土地区画整理事業を行っているうえ、排水対策ができていなかった駅北口周辺の雨水幹線整備を行った。これにより、安全・快適な住環境を整備することができた。 今後の計画としては、平成28年3月に策定したまちづくりビジョンにおいて、将来優先的に市街化区域に編入する地域を示している。都市排水対策など安全度を高めながら、まちづくりを展開している。	
意見	市街化区域には受益があるという説明だが、私が所有しているのは生活するための土地と家である。資産運用するようなものではないため、土地の価値が上がっても、日常生活には、直接的には何のメリットもない。	制度
回答	まちという基盤があって、私達は住むことができる。今後も高齢化を踏まえたバリアフリー対策なども必要となってくる。こうした基盤整備を行うためには、その財源が必要となる。	

発言要旨		分類
意見	都市計画税は不必要とまでは言わないが、なぜ今の時期なのか。消費税も増税されるのに、今、導入しないといけないほど財政が厳しいのか。	時期
回答	財政が厳しいから都市計画税の導入を検討しているものではない。国道8号バイパスや大津湖南幹線などの整備が進むと、その間を繋ぐ街路など都市施設が必要となってくる。そのためには、標準的な財政の装備として都市計画税が必要となってくる。	
意見	市街化区域を拡大して新しい住宅が増えれば、まち全体が潤うのであって、その受益者は市民全体が受けるのではないか。したがって例えば、広く・薄く固定資産税の税率を上げたうえで、市街化区域に都市計画税を課税しても良いのではないか。	制度
回答	固定資産税は地方税法で標準税率が定められており、独自に税率を上げることは異常事態であると言える。野洲市はそこまでの財政危機ではないため、固定資産税の税率変更をすることは考えていない。良いまちをつくるために、都市計画税制度を採用するかどうかという提案である。	
意見	都市計画税を充当する事業の整備スケジュールを示して欲しい。	使途
回答	現時点では、充当事業の整備スケジュールがない中で導入検討を進めている。例えば、来年度に都市公園の整備計画について公開で検討しようと考えているが、どこに、どんな機能の都市公園を整備するかについて、先に議論をしてから税財源を求めようとするれば、この公園の整備でなければ税を負担しないという議論になってしまう恐れがある。まずは、標準的な財政の装備である都市計画税を導入すべきであると考えている。	
意見	前回、平成21年度に約800名と全体からすればごく僅かの反対署名で都市計画税の導入を見送ってしまったが、それで良かったのか。今回も同じように署名が出されたら、どうするのか。	その他
回答	署名があったから導入を見送ったのではなく、旧中主町域にある市街化区域の自治会長が連名で反対をされ、他の課題も合わせて、合併の是非にまで議論が及ぶことが考えられたので、無理をせずに見送ったものである。 なお今回は、議員の熟議に委ねる方針である。既に先の定例会でも、色々なご意見をいただき、お答えしている。反対署名が出てきたとしても、議会へ条例を提案しようと考えている。	
意見	市内全域に広く・均等に課税をしたほうが良いという意見があったが、市街化調整区域の現状を知ってほしい。市街化調整区域の田や住宅は、資産価値がなく、売ろうと思っても全く買い手が見つからない。私は、今は駅前のマンションに住んでおり、税が有効に使われるのであれば、利便性の良いところに課税されるのは納得できる。しかし、買い物に出かけるにも不便で、買い手もつかない市街化調整区域の土地・家屋にまで、広く課税するというのであれば、それは納得ができない。	その他
	なぜ、もっと早くに都市計画税を導入しなかったのか。一部の自治会の強い反対があったからというが、そんなことで現在に至っているのは遅きに失している。	
回答	固定資産税は市内全域に課税しているが、それに加えて市街化区域には都市計画税を課税しようとしているもので、ご意見はそのとおりである。	